

郵政民営化委員会 ご説明資料

2017年10月26日

一般社団法人全国地方銀行協会

地方銀行とゆうちょ銀行

地方銀行(当協会会員64行合計)

○店舗数 7,507店
(1行平均 117店)

○ATM台数 34,531台
(1行平均 540台)

○役職員数 131,849人
(1行平均 2,060人)
(1店舗平均 17.6人)

○預金 254兆円
(1行平均 3兆9,835億円)

(2017年3月末現在)

ゆうちょ銀行

○店舗数 24,060店
(銀行代理業を営む郵便局を含む)

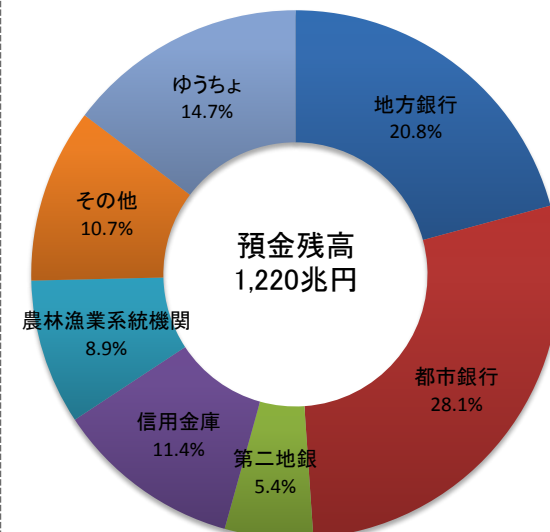
○ATM台数 27,561台

○役職員数 114,074人
(1店舗平均 4.7人)
(日本郵便の金融窓口事業従業員数を含む)

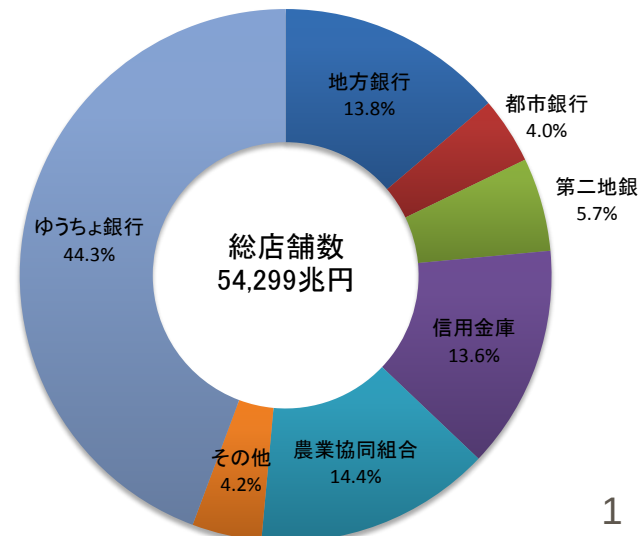
○貯金 179兆円

(2017年3月末現在)

2017年3月末金融機関の預貯金シェア



2017年3月末金融機関の店舗数シェア



[出所: 当協会調べ。ゆうちょ銀行の店舗数には郵便局を含む。]

基本認識

【郵政民営化法(抜粋)】

第2条(基本理念)

「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、
「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」



この趣旨を踏まえて、郵政民営化を進めるためには、次の4つの視点が重要。

公正な競争条件の確保

適正な経営規模への縮小

地域との共存

利用者保護

1. 公正な競争条件の確保①

- ❑ 政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有し、政府関与が残る間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えない。
- ❑ ゆうちょ銀行の完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた具体的な道筋が明らかにされていないことは誠に遺憾。
- ❑ 日本郵政がゆうちょ銀行の株式の全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすとともに、その確実な実行が担保される必要がある。
- ❑ それがないままに、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げたり、業務範囲を拡大したりすることがないよう、貴委員会において、公平かつ適正に審議・検討が行われることを希望する。

- ・ 郵政民営化法は、「日本郵政が保有する金融2社の株式は、全部処分をめざし、できる限り早期に処分する」旨を定めている(第7条)。
- ・ 2012年4月26日の参議院における、郵政民営化等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議は、「金融2社の株式について、日本郵政がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること」としている。
- ・ 日本郵政は、2015年1月16日の郵政民営化委員会において、金融2社の株式の売却について、「まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」としかしていない。
- ・ 金融2社の株式の5割処分後、新規業務については認可制から届出制に移行する(郵政民営化法第110条の2)。

1. 公正な競争条件の確保②

□ 親子上場という形態は、例えば、資金需要のある親会社の子会社から調達資金を吸い上げるなど、子会社の少数株主利益を脅かしかねず、決して望ましい姿とはいえない。この点からも、金融2社の株式は早期に全部処分される必要がある。

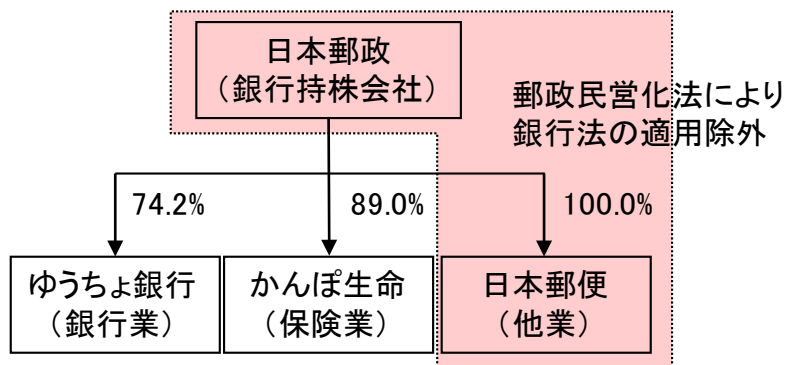
- 東京証券取引所は、親子上場について、「親会社により不利な事業調整や不利な条件による取引等を強いられる、資金需要のある親会社の子会社から調達資金を吸い上げる…(略)…など、子会社の株主の権利や利益を損なう企業行動がとられるおそれが指摘されている」としている(2007年6月25日「親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方について」)。
- 例えば、ゆうちょ銀行から日本郵便に支払う委託手数料の引上げが、日本郵政から強制されることがあれば、本来、ゆうちょ銀行に留保されるべき利益が日本郵便に移転してしまう。
- また、日本郵政は、「日本国政府が、株主としての経済的利益よりも公共政策上の判断等を優先した場合等には、当社グループのその他の株主の利益に反する支配権又は影響力の行使がなされる可能性がある」としている(同社ホームページ)。

1. 公正な競争条件の確保③

- 日本郵政グループは、民間の銀行グループに認められていない郵便・物流や物販等の非金融業務と金融2社の金融業務をグループ一体となって推進しており、この点においても公正な競争条件が確保されていない。
- グループ内の他の事業に起因するリスクが金融事業に波及すれば、わが国の金融システムを不安定化させかねず、適切なリスク遮断の措置が取られる必要がある。

- 銀行持株会社に対しては、子会社も含めた業務範囲規制が課されているが（銀行法第26条の2、第52条の23）、郵政民営化法は、特例として、「日本郵政がゆうちょ銀行を子会社とする銀行持株会社である場合は、業務範囲規制は適用されない」としている（第64～66条）。

日本郵政グループ（数字は株式保有割合）

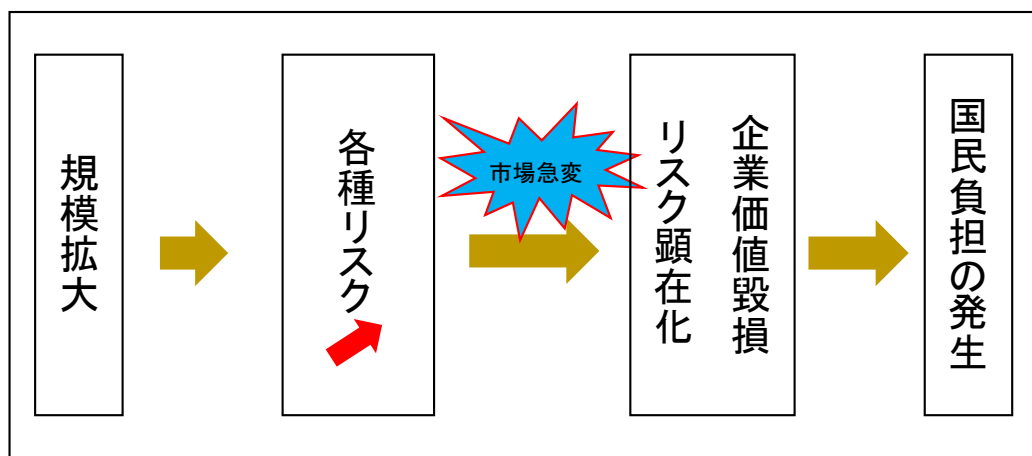
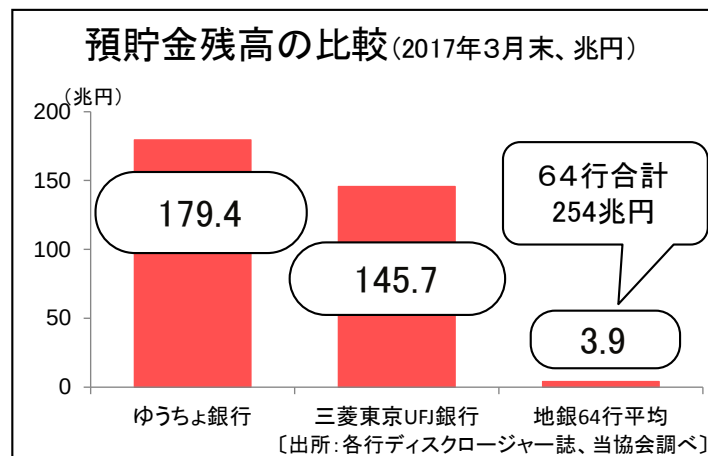


企業名	主な業務
日本郵政	・グループの経営戦略策定 ・通信病院の運営 ・宿泊施設(かんぽの宿等)の運営 ーJPホテルサービス(日本郵政子会社)とともに実施
日本郵便	・郵便・物流 ・金融窓口業務 ・物販 ・生活支援サービス(みまもりサービス等) ・不動産業 ーJPビルマネジメント(日本郵便子会社)とともに実施
ゆうちょ銀行	・銀行業
かんぽ生命	・保険業

〔出所: 日本郵政グループ各社の公表資料に基づき、当協会作成〕

2. 適正な経営規模への縮小①

- ゆうちょ銀行の貯金残高は、国際的に類をみないほど巨大。
- 完全民営化に向けた具体的な道筋が未だ明らかにされないまま、昨年4月にゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられたことは誠に遺憾。
- 仮に更なる預入限度額の引上げが行われた場合、先行き金利上昇等の環境変化に伴い、資金シフトが生じる懸念。
- ゆうちょ銀行の規模拡大が進んだ場合、市場急変時等に顕在化し得るリスクの増大に伴うゆうちょ銀行の企業価値の毀損、ひいては将来的な国民負担の発生という可能性も否定できない。
- 日本郵政は中期経営計画において、貯金残高の増加を目標に掲げているが、今後、見直されるべき。

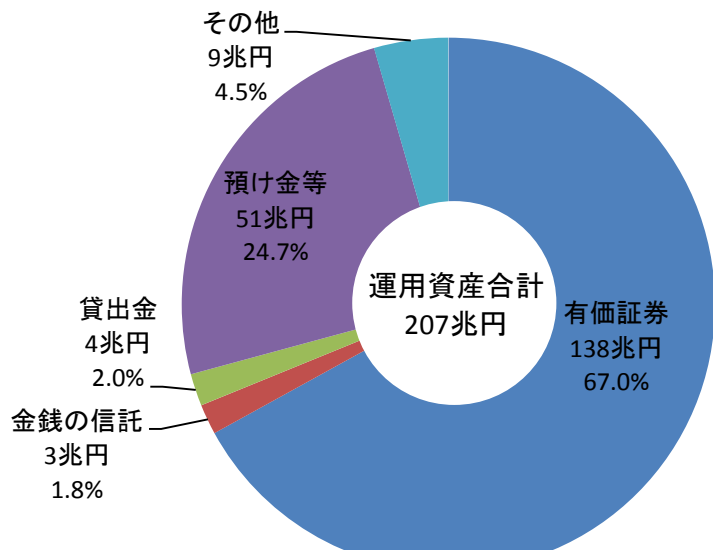


2. 適正な経営規模への縮小②

- ゆうちょ銀行が「機関投資家」を目指すという方向性は望ましいものと認識。
- ただし、ゆうちょ銀行が的確なリスク管理態勢の下、機動的な資産運用を行えるような、適正な規模へのコントロールが必要。

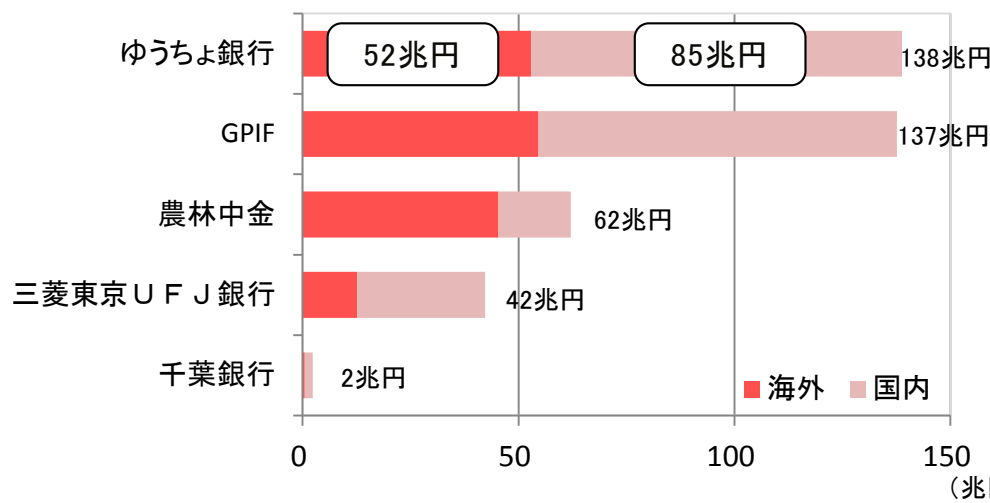
- 日本郵政グループの中期経営計画で、ゆうちょ銀行は「本邦最大級の機関投資家」として、適切なリスク管理の下で、運用の多様化を推進し、安定的収益を確保することを目指すとしている。
- しかし、200兆円規模の資産運用を遂行するためのリスク管理態勢構築には、相当な時間が必要であると考えられる。また、国内マーケットでの運用には限度があり、ゆうちょ銀行は、国内債券よりもよりリスクが高いと考えられる海外投資を進めている。

ゆうちょ銀行の運用資産構成(2017年3月末)



〔出所:ゆうちょ銀行ディスクロージャー誌〕

有価証券残高の比較(2017年3月末)

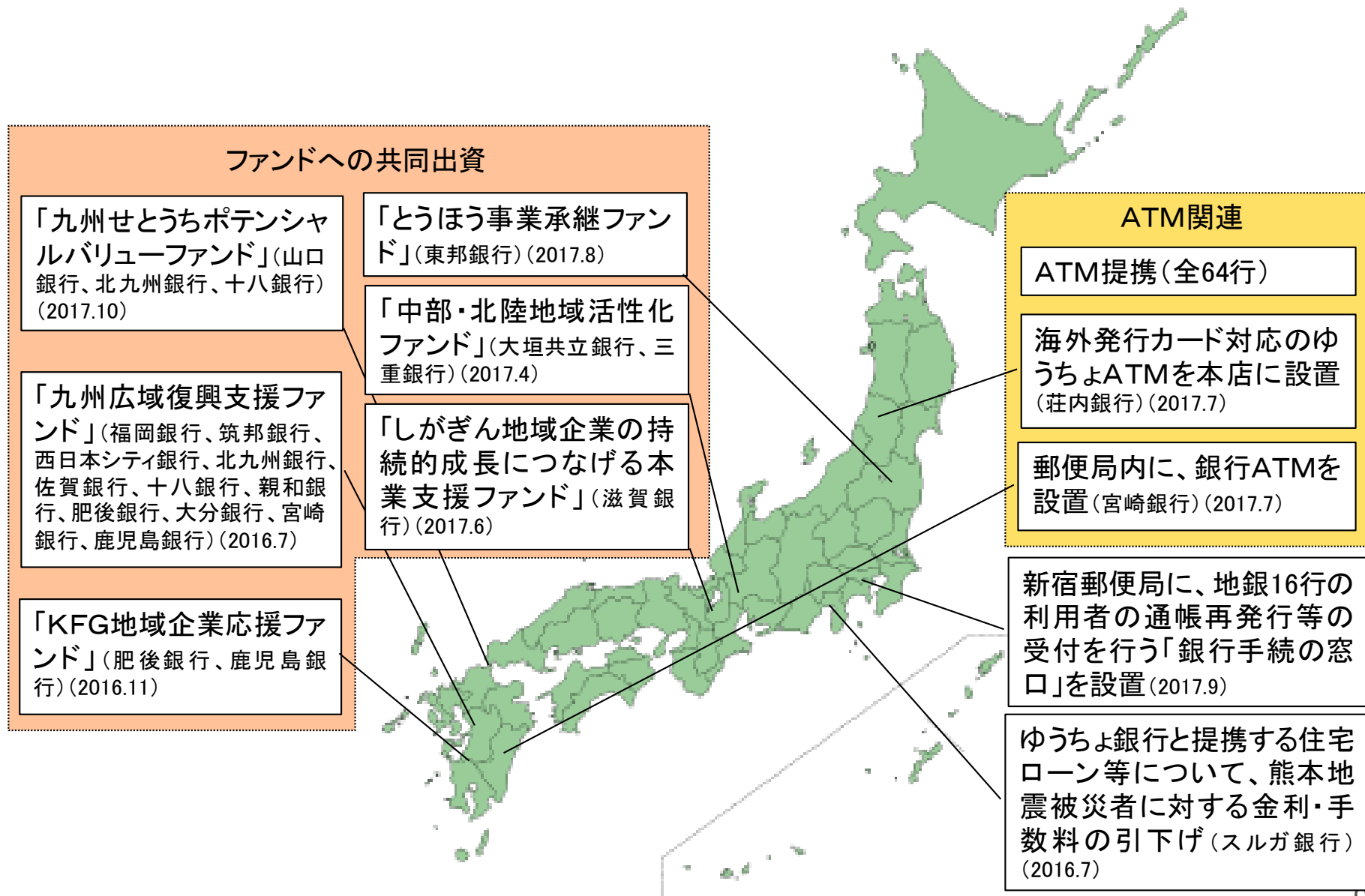


〔出所:各公表資料〕

3. 地域との共存、利用者保護

- ゆうちょ銀行と民間金融機関が、地域活性化やお客さまの利便性向上等を目的とした連携・協調を進めていることは、意義がある。引き続き、各地でこうした取組みが進むことを期待する。
 - ただし、ゆうちょ銀行が地域と共存するためには、民間金融機関と切磋琢磨できるような、公正な競争条件の確保が前提。
- ・ 地方銀行は、ATMの相互利用や顧客手数料の無料化等の連携、地域活性化ファンドの創設など、各行の経営判断のもと、それぞれの経営基盤を活かして、ゆうちょ銀行との様々な連携を進めている(次頁参照)。
-
- ゆうちょ銀行において、利用者保護に関する態勢整備を進めるとともに、関係当局において、その適切性を随時検証していく必要がある。
- ・ 貴委員会は、「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の意見」(2017年6月)において、口座貸越による貸付業務に関し、以下の点が必要と指摘。
 - ✓ 業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保
 - ✓ 利用者への分かりやすく丁寧な説明
 - ✓ 利用者の適正な利用のサポート
 - ✓ 必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保

日本郵政グループと地方銀行との連携・協調事例



郵政民営化に関する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

郵政民営化法は、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念としています。

こうした基本理念を踏まえ、私たちは他の金融団体とともに、郵政民営化にあたって、①公正な競争条件の確保、②適正な経営規模への縮小、③地域との共存、④利用者保護、を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。

以下、これまでの郵政民営化の進捗状況を踏まえ、私たちの評価と期待を述べさせていただきます。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

①公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有し、政府関与が残る間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えないと考えています。

2015年11月、日本郵政グループ3社が上場しました。このうち、日本郵政については、先月、政府保有株式の二次売出しが実施されたところです。

一方、ゆうちょ銀行を含む金融2社の株式については、日本郵政グループ3社が上場することを公表した際に、日本郵政が「まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」との方針を示しているだけであり、完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた具体的な道筋が未だに明らかにされていないことは誠に遺憾です。

また、日本郵政グループは、銀行法上の持株会社の出資規制や子会社の業務範囲規制の適用が除外され、民間の銀行グループには認められていな

い郵便・物流や物販等の非金融業務と金融２社の金融業務をグループ一体となって推進しています。この点においても、公正な競争条件が確保されていないと考えています。

なお、グループ内の他の事業に起因するリスクが金融事業に波及すれば、わが国の金融システムを不安定化させかねず、適切なリスク遮断の措置がとられる必要があると考えています。

②適正な経営規模への縮小

ゆうちょ銀行の貯金残高は 179 兆円（2017 年 3 月末）にのぼっており、依然として国際的に類を見ない規模となっています。また、貯金残高は一時減少していましたが、2011 年度以降は再び増加に転じています。

こうした状況の下、完全民営化に向けた具体的な道筋が未だ明らかにされないまま、昨年 4 月にゆうちょ銀行の預入限度額が 1,000 万円から 1,300 万円に引き上げられたことは誠に遺憾です。

足許のゆうちょ銀行の貯金残高の増加率は、民間金融機関の預金残高の増加率を下回っています。このため、ゆうちょ銀行は、預入限度額の引上げに伴う資金シフトはないとしています。しかし、私たちは、未曾有の金融緩和政策の下で、ゆうちょ銀行が積極的に貯金獲得を行っていないことが背景にあると考えています。先行き金利上昇等の環境変化が生じれば、大幅な資金シフトが生じ、民間金融機関の経営を圧迫して、地域の金融システムの安定を揺るがすなど、地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念されます。関係当局において、深度あるモニタリングが行われることが必要と考えています。

③地域との共存

これまでゆうちょ銀行と民間金融機関は、ＡＴＭの相互利用や顧客手数料の無料化等の連携、地域活性化ファンドの創設など、各行の経営判断のもと、それぞれの経営基盤を活かして様々な連携を進めています。本年 9 月には、郵便局内に民間金融機関の利用者の通帳再発行や住所変更手続き

等を受け付ける「銀行手続きの窓口」が設置され、また、ゆうちょ銀行は民間金融機関と税公金の取りまとめ事務の共同化に関する検討を進めるとしています。

ゆうちょ銀行と民間金融機関が、地域活性化やお客さまの利便向上等を目的として、こうした連携・協調を進めていることは、意義があると考えています。

④利用者保護

郵政民営化委員会は、6月に公表した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の意見」の中で、口座貸越による貸付業務に関し、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保と、利用者への分かりやすく丁寧な説明、利用者の適正な利用のサポート、必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保が必要であると指摘しました。これは重要な指摘だと評価しています。

ゆうちょ銀行において、利用者保護に関する態勢整備を進めるとともに、関係当局において、その適切性を随時検証していく必要があると考えています。

2. 今後の郵政民営化への期待

①公正な競争条件の確保

郵政民営化法は、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行の株式の全部処分を目指し、できる限り早期に処分することを求めています。公正な競争条件の確保の観点から、まずは、郵政民営化法の改正時の附帯決議に沿って、日本郵政がゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすとともに、その確実な実行が担保される必要があると考えています。

それがないままに、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げたり、業務範囲を広げたりすることがないよう、郵政民営化委員会および関係当局において、公平かつ適正に審議・検討が行われることを希望します。

なお、親子上場という形態は、子会社の少数株主利益を脅かしかねず、

決して望ましい姿とはいえません。この点からも金融２社の株式は早期に全部処分される必要があると考えています。

②適正な経営規模への縮小

日本郵政グループの中期経営計画で打ち出された、ゆうちょ銀行が「機関投資家」を目指すという方向性は望ましいものと認識しています。そのためにも、ゆうちょ銀行が的確なリスク管理態勢の下、機動的な資産運用を行えるような、適正な規模へのコントロールが必要になると考えています。

仮に更なる預入限度額の引上げが行われ、ゆうちょ銀行の規模拡大が進んだ場合、先に述べたような民間金融機関の経営圧迫の懸念が強まるうえ、市場急変時等に顕在化し得るリスクは更に大きくなり、ゆうちょ銀行の企業価値の毀損、ひいては、将来的な国民負担の発生に繋がる懸念も否定できません。

預入限度額の再引上げについては、こうした観点を踏まえた慎重な検討が必要だと考えています。

なお、上記の中期経営計画は貯金残高の増加を目標に掲げていますが、上述のような規模拡大の弊害への懸念を踏まえ、今後、見直されるべきであると考えています。

③地域との共存

地域活性化やお客さまの利便性向上の観点から、ゆうちょ銀行と民間金融機関がそれぞれの機能やネットワーク等の経営基盤を活用しつつ、ＡＴＭ提携や地域活性化ファンドの創設、事務の共同化等の連携・協調を行うことは意義のあることであり、引き続き各地でそうした取組みが進むことを期待します。

ただし、私たちは、ゆうちょ銀行が地域と共存するためには、民間金融機関と切磋琢磨していくことができるような公正な競争条件の確保が前提だと考えています。こうした観点からも、あらためて、まずはゆうちょ銀行の完全民営化に向けた説明責任が果たされることを強く希望します。

以 上